

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月9日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

広島県公安委員会規則第3号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則  
の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 略				1 略			
2 交番				2 交番			
所属警察署	交番の名称	位置	所管区	所属警察署	交番の名称	位置	所管区
略				略			
広島県福山東警察署	駅前交番	福山市三之丸町	略	広島県福山東警察署	駅前交番	福山市伏見町	略
略				略			
3～5 略				3～5 略			
備考 略				備考 略			

附 則

この公安委員会規則は、令和5年3月24日から施行する。